別紙２

介護認定審査会の進捗状況の確認及び要介護認定等の情報提供に係る事務手続きについて（令和７年７月１日変更分）

１　介護認定審査会の進捗状況の確認について

（内容）

　みよし広域連合のホームページ「介護認定審査会進捗状況確認について」で確認をお願いいたします。

（ＵＲＬ：https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2024112000015/）

（備考）

・週２回　又は　週３回の更新を予定しています（最新の情報の更新には時間がかかる場合があります）。

・検索時にエラーが発生し結果が確認できない場合はお問い合わせください。

（問い合わせ先：みよし広域連合介護保険センター（TEL：0883-76-0030））

（参考・エラーの原因の例）

・申請区分が異なるものを選択している場合があるため、申請区分を確認することでエラー解消となる場合があります。

・生年月日等、条件が同じ申請者が複数人いる場合は結果を表示できませんので、みよし広域連合介護保険センターまでお問い合わせください。

※いずれのエラーにおいても、お問い合わせいただいた内容について対応させていただきます。

・予定していた審査会が中止となる場合は、新たな審査会の情報をホームページでお知らせします。

２　介護保険被保険者証及び負担割合証の取り置きについて

（内容）

被保険者証の発送は、介護認定審査会の翌々日です（簡易書留のため、発送の翌日に利用者宅に届きます）。

利用者の代わりに被保険者証をみよし広域連合介護保険センター窓口で受け取る場合は、発送処理を行うまでに取り置きの申請書の提出をお願いいたします（利用者又はご家族の方の同意を得た上で申請をお願いいたします）。

（申請から受取までの流れ）　※令和７年７月１日以降

申　　請	取り置き申請書を発送処理を行うまでに提出 （発送処理・・・郵便局等へ被保険者証等の入った封筒を引き渡す等の処理）
受　　取	審査会の翌々日の１３時以降 （受取場所・・・みよし広域連合介護保険センター窓口） ※審査会より前に提出した場合審査会の翌々日の１３時以降の受取とさせていただきます（書類が準備できていないため） ※土日及び祝日は受取までの期間に含めません

（例）

パターン①　審査会より前に提出する場合
審査会の翌々日１３時以降に受取

日	月	火	水	木	金	土
				1 申請①	2	3
4	5	6	7 審査会①	8	9 受取①	10
11	12 審査会②	13 申請②	14 受取②	15	16	17
18	19	20	21	22 審査会③	23 申請③	24
25	26 受取③		28	29	30	31

パターン②　審査会後に提出する場合（１）
審査会の翌々日１３時以降に受取

パターン③　審査会後に提出する場合（２）
審査会の翌々日１３時以降に受取
（土日及び祝日は計上しない）

３　情報提供資料（認定調査票、特記事項及び主治医意見書）の交付について

（内容）

利用者の介護保険サービス計画の作成に当たって、要介護認定等に関する記録が必要である場合は、申請書をみよし広域連合介護保険センターに提出することで、情報の提供を受けることが可能です。

要介護（支援）認定申請を行っている場合、要介護・要支援の区分が変更となる可能性があるため、被保険者証を確認する、利用者又は家族から聞き取りを行う等により認定結果を確認した上で、情報提供の対象である方について申請をお願いいたします。

（申請から受取までの流れ）　※令和７年７月１日以降

（事前） 介護度等の確認	被保険者証を確認する、利用者又は家族から聞き取りを行う等により、情報提供の対象であることを確認
申　　請	申請書を提出 （居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所は、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼書の提出が必要です） （介護保険施設・居宅サービス事業所は、契約書等、契約していることが分かる書類の写しを添付してください）
受　　取	申請書を受理後即時交付 （受取場所・・・みよし広域連合介護保険センター窓口） ※土日及び祝日は受取までの期間に含めません ※受付時の業務の混雑状況等により、再度来庁していただくようお願いする場合があります（目安・・・当日中～翌日中）

※郵送による申請及び受取も可能です。郵送による受取を希望する場合は、返信用封筒に切手を添付の上提出してください。

（申請が可能となる時期について）　※要介護（支援）認定申請を行った場合

利用者等に被保険者証が届いた上で、介護度等の確認を行ったときから申請が可能となります。

（三好市・東みよし町の庁舎・支所で受け取る場合）

介護保険センターにおいて行っている情報提供業務について、三好市及び東みよし町の協力により、**一定の条件の下**、三好市・東みよし町の庁舎・支所でも行うこととします。

（１）交付可能な庁舎・支所及び交付対象範囲（表１）

市町	庁舎・支所 受付窓口	対象者（利用者）	申請可能な事業所
三好市	三野支所	三好市に住所を有する利用者について	三好市三野町に所在する事業所
	山城支所		三好市山城町に所在する事業所
	井川支所		三好市井川町に所在する事業所
	西祖谷支所		三好市西祖谷山村・三好市東祖谷に所在する事業所
	東祖谷支所		三好市西祖谷山村・三好市東祖谷に所在する事業所
東みよし町	本庁舎（三加茂）福祉課	東みよし町に住所を有する利用者について	三好市三野町・井川町・東みよし町に所在する事業所
	三好庁舎 総合窓口課		三好市三野町・井川町・東みよし町に所在する事業所

※当該市町に住所を有していない利用者の情報については、どの庁舎・支所でも出力できません（例：三好市の支所において東みよし町在住の方の情報は出力できません）。
※三好市の支所については、同一の地域に所在する事業所以外は申請できません（西祖谷山村と東祖谷との間については、地域を跨いで申請可能）。
※三好市の支所については東みよし町に所在する事業所は申請できません。（介護保険センターに申請してください）。
※東みよし町の庁舎については、三好市池田町・山城町・西祖谷山村・東祖谷に所在する事業所は申請できません（介護保険センターに申請してください）。
※**申請に関する不備等（誤字・記載漏れ・登録状況との相違等）**により、**情報提供が可能であると判断しかねる場合は却下**とすることがあります。

（２） １日の申請可能件数

三好市の支所への１日の申請可能件数は、１事業所につき、申請書１枚（５件）までといたします。

※（例） １日のうちで、２件申請後改めて３件申請という運用はできません。
※東みよし町については制限を設けていませんが、**市町ともに、申請件数が多い場合は介護保険センターへ申請をお願いいたします**（通常業務に加えて介護保険センターの業務を依頼しているため、**業務の混雑状況等によっては対応できかねる場合があることを予めご了承ください**）。

（３）情報提供申請書の受理から交付までの期間

・三好市　　申請受理時に担当者から受取可能日時を伝達
（申請と資料の受領の２回来庁が必要となります）

・東みよし町　即時交付　又は
申請受理時に担当者から受取可能日時を伝達

※申請から交付までの期間の目安は当日中～翌日中です。
※業務の混雑状況等によっては目安の時間より遅くなってしまう場合があることを予めご了承ください。

（４）受領者の本人確認について

情報提供資料の交付に当たっては、**申請いただいた事業所の職員のみ受領可能**です（介護保険センターも同様）。

また、受領者が事業所の職員であることを確認するため、予め、①情報提供受領予定者名簿及び②受領予定者の職員証等、事業所の職員であることが分かる書類を**介護保険センターに**提出してください（令和７年度分については、令和７年４月１日事務連絡に基づいた名簿等の提出（以下、「令和７年度事業所職員名簿」という。）がある職員については②の提出は不要です）。

※提出期限は下のとおり。

令和７年７月１日から受領を希望する場合は、令和７年６月２７日（金）まで。
それ以降は、受領を希望する日の２営業日以上前に提出してください。

※受領予定者名簿及び職員証等は毎年度提出をお願いいたします（都度通知予定）。

※職員名を記載した名簿を三好市・東みよし町の庁舎・支所と共有することについて予めご了承ください。
※名簿に記載のない職員については、三好市・東みよし町の庁舎・支所で資料の交付を受けることができません。

　三好市・東みよし町の庁舎・支所で資料の交付を受ける場合は、**受領者の本人確認書類を提示していただきます**。提示していただく本人確認書類は、**顔写真有りのもの１点**（運転免許証、介護支援専門員証等）です。

（５）申請先ごとの取扱い一覧（表２）

	介護保険センター	三好市（支所）	東みよし町（庁舎）
交付申請可能時期	被保険者証を確認する、利用者又は家族から聞き取りを行う等により、情報提供の対象であることを確認した後		
交付対象範囲	制限なし ※「みよし広域連合介護保険の要介護認定等に係る情報提供に関する取扱規則」（平成 23 年３月 10 日規則第１号）の範囲内	表１のとおり ※「みよし広域連合介護保険の要介護認定等に係る情報提供に関する取扱規則」（平成 23 年３月 10 日規則第１号）の範囲内	表１のとおり ※「みよし広域連合介護保険の要介護認定等に係る情報提供に関する取扱規則」（平成 23 年３月 10 日規則第１号）の範囲内
１日の申請可能件数（１事業所ごと）	制限なし	申請書１枚（５件）まで ※業務の混雑状況等によっては介護保険センターへの申請をお願いする場合があります	制限なし ※業務の混雑状況等によっては介護保険センターへの申請をお願いする場合があります
申請から交付までの期間 ※業務の混雑状況により、右の表より遅くなる場合があります	即時交付	申請受理時に担当者から受取可能日時を伝達（目安：当日中～翌日中）	即時交付　又は 申請受理時に担当者から受取可能日時を伝達（目安：当日中～翌日中）
提出書類	**（居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所）** ・介護保険の情報提供に係る申請書 ※予め介護保険センターに居宅サービス計画作成依頼書を提出してください （介護保険センターへ情報提供申請書を提出する場合は、申請書と同時に提出可）		

	（介護保険施設・居宅サービス事業所） ・介護保険の情報提供に係る申請書 ・契約書等契約していることが分かる書類の写し**（原本不可）**	
本人確認について	情報提供資料の受領者の本人確認書類を提示（顔写真有り１点） ※事前に、「令和７年度事業所職員名簿」又は「情報提供受領予定者名簿」を提出いただいている場合は**提示不要**	情報提供資料の受領者の本人確認書類を提示（顔写真有り１点） ※事前に、介護保険センターへ「情報提供受領予定者名簿」を提出している者のみ受領可能 ※支所・庁舎での受取の場合は、**必ず提示してください**